いわて農業経営相談センター事業実施要綱

第1 目的

本事業は、農業経営の法人化、円滑な経営継承、新規就農者及び雇用就農者の定着促進等の多様な経営課題にスピード感をもって対応していくため、関係機関と連携して農業経営に関する相談体制を整備し、農業者に対する経営相談・診断、経営課題のテーマに応じた専門家派遣・巡回指導その他の個別経営支援の取組等を行い、農業経営の法人化、農業経営の確立・発展、経営資源の確実な次世代への継承等を促進することを目的として実施するものとする。

第2 事業内容

いわて農業経営相談センター(以下「相談センター」という。)は、次の事業を行うものとする。

1 農業経営者サポート事業

(1) 重点農業者の選定

相談センターは、経営戦略会議を開催し、経営診断及び伴走型支援の実施対象者となる農業者(就農希望者を含む。以下「重点指導農業者」という。)を選定するものとする。重点農業者の選定は、次により行うものとする。

ア 重点指導農業者の掘り起こし

現地支援チームは、伴走機関の協力を得た上で、重点指導農業者の候補者、農業経営の移 譲を希望する農業者等の情報を収集し、支援ニーズを把握するための掘り起こし活動を実施 する。

なお、当該活動を実施するに当たっては、伴走機関の協力を得て、あらかじめ掘り起こし活動の対象者を取りまとめたリスト(別紙様式第1-1号。以下「農業者リスト」という。)を作成する。

イ 重点指導農業者の選定

(ア) 現地支援チームは、農業者リストに基づき掘り起こした重点指導農業者の候補者リスト (別紙様式第1-2号) を踏まえ、経営相談カルテ (別紙様式第3号) を作成し、別紙様式第1号により相談センターに報告する。

なお、経営相談カルテの作成に当たっては、当該農業経営者等から、関係機関が指導 に必要な情報等を共有することについての了承を得るものとする。

- (イ) 相談センターは、(ア) の報告を受けた場合は、経営戦略会議を開催し、経営専属スタッフ等の意見を聴いた上で、市町村ごとに重点指導農業者を選定する。このとき、必要に応じて伴走機関に助言を求めることができるものとする。
- (ウ) 相談センターは、県が経営戦略会議における意見等を踏まえて重点指導農業者を決定 したときは、別紙様式第2号により対象者に通知する。

(2) 経営状況の診断

相談センター及び経営専属スタッフは、重点指導農業者の経営状況を把握するため、専門 家等による経営診断を実施するものとする

(3)経営戦略の策定

ア 相談センター及び経営専属スタッフは、重点指導農業者からの経営相談の内容、経営診断の結果等に応じた重点指導農業者ごとの経営戦略(重点指導農業者において達成すべき 定量目標の設定及びその達成を図るための支援工程を定めたものをいう。以下同じ。)を 策定するための経営戦略会議を開催するものとする。

このとき、当該経営戦略会議は、経営戦略の策定・見直しを効率的かつ迅速に行うことを目的として、当該経営戦略に係る重点指導農業者が農業経営を行う区域に係る伴走機関、普及組織、専門家等を参集し開催することができるものとする。

- イ 経営戦略会議は、事業事務の重要な役割を果たすものとし、経営戦略会議での審議、決 定等に基づかない活動は、本事業の対象にはならないものとする。
- (4) 支援チームの編成及びPDCAサイクルによる伴走型支援の実施
 - ア 相談センター及び経営専属スタッフは、重点指導農業者が経営戦略に掲げた目標達成の ため、相談センターの現地支援チームが必要な指導、助言等を行う際に、専門家等から構 成される支援チームを編成し、重点指導農業者に対する伴走型支援を実施するものとす る。
 - イ 支援チームは、経営戦略の進行管理、実践状況等を勘案し、必要に応じて経営戦略の見 直し案を作成し、経営専属スタッフへ提言するものとする。
 - ウ 相談センター及び経営専属スタッフは、(2)により支援チームから提言があった場合は、経営戦略会議を参集してその内容を速やかに審議の上、当該経営戦略の見直しを図り、伴走型支援の取組に反映させるものとする。

(5) 経営相談カルテの作成

- ア 現地支援チームは、相談者及び重点指導農業者からの経営相談の内容、経営診断の結果、策 定した経営戦略の内容、伴走型支援の実施状況等の相談者等に係る当該年度における全ての取 組内容(以下「経営相談対応情報」という。)を経営相談カルテ(別紙様式第3号)に記録 し、経営戦略会議の構成員と適宜共有を図るとともに、適切に管理するものとする。
- イ (1)のアの掘り起こし活動において農業経営の移譲を希望する農業者等の情報を収集 した場合は、経営相談カルテとは別に経営移譲希望カード(別紙様式第4号)に当該情報 を記録するとともに、適切に管理するものとする。
- ウ 相談センターは、ア及びイを全国データベースに記録するものとする。

(6) 伴走支援の効果測定等

相談センターは、伴走型支援を完了した重点指導農業者に対し、伴走型支援を完了した年度及びその翌年度における目標達成状況等に係る調査を行い、調査の結果を経営専属スタッフと共有するものとする。

経営専属スタッフはとりまとめを行った年度の次年度における経営戦略の策定、支援チームの編成等に反映させる等、本事業の適切な実施のためにその活用に努めるものとする。

(7) 相談事業の実施

ア 農業経営者等のライフサイクルに応じた様々な経営課題(農業経営の法人化、円滑な経 営継承、規模拡大、人材確保、資金調達など)に対応するために、経営セミナー及び相 談会等を開催する。 イ 相談センターは、相談事業における各種相談会・研修会等に参加し、又は相談を行った 農業経営者等に係る情報を相談シート(別紙様式第5号)に記録し、経営相談カルテと併 せて経営戦略会議の構成員に適宜共有するとともに、適切に管理するものとする。

2 農業経営法人化支援事業

相談センターは、農業経営法人化支援事業の円滑な実施のため、別記1に定める業務を行うものとする。

- 3 その他等活動内容
- (1) 農業経営者等に対する広報を目的としたパンフレット、ポスター、ホームページ、SN S等を活用した本事業の取組概要、支援実績等の情報発信
- (2) 気象災害等により農業経営に影響を受けた農業経営者に対する営農継続、営農再開等に向けた相談対応等
- (3) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により農業経営に影響を受け、又は受けるおそれがある農業経営者に対する経営継続等に向けた相談対応等

第3 重点指導農業者等に対するフォローアップ

相談センターは、本事業実施年度以降においても、伴走型支援を行った重点指導農業者の経営状況、相談事業を行った雇用就農者及び就農希望者の就農状況等の把握に努め、関係機関との連携により、これらの者の経営発展、就農定着等に向けた取組に対するフォローアップに努めるものとする。

第4 個人情報の取扱いについて

相談センターは、本事業の実施に当たって入手した農業経営者等の個人情報について、別紙により適切に取り扱うよう留意するものとする。

第5 経費の負担

専門家の派遣に要する経費は、予算の範囲内で相談センターが負担する。

第6 その他

本要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項については、相談センター所長が別に定める。

附則

- この要綱は、平成30年4月19日から施行する。
- この要綱は、令和元年5月16日から施行する。
- この要綱は、令和元年6月27日から施行する。
- この要綱は、令和元年11月13日から施行する。
- この要綱は、令和2年4月27日から施行する。
- この要綱は、令和3年4月30日から施行する。
- この要綱は、令和4年7月5日から施行する。

農業経営法人化支援事業

第1 趣旨

個人の農業経営を法人化することにより、経営管理の高度化や安定的な雇用の確保、円滑な経営継承、雇用による就業機会の拡大などの経営発展及び地域における将来にわたっての農地の維持管理を支援するものとする。

第2 交付対象者が備えるべき要件

交付対象者は、次の1から4までを全て満たした組織経営体とする。

- 1 農業経営者サポート事業による経営診断を受けて設立された農業経営を行う法人であること。
- 2 集落営農プロジェクト活性化促進事業実施要綱(令和4年3月30日付け3経営第3156号 農林水産事務次官依命通知)第3の5の(1)に規定する要件を満たす組織が法人化したも のでないこと。
- 3 適切な就業規則(労働基準法(昭和22年法律第49号)第89条に基づき常時10人以上の 労働者を使用する使用者に作成が義務付けられている就業規則と同等の事項が定められて おり、同法を下回る労働条件が定められていないものをいう。)が整備されていること。
- 4 法人設立後、交付年度において、雇用契約の締結に際し、期間の定めのない雇用又はあらかじめ7か月以上の期間を定めた者を雇用していること。

第3 経営相談・診断の取組

相談センターは、相談センターの事業等による経営相談・診断によって、法人化に当たっての 課題を明らかにしたうえで、経営課題の解決に向けた経営戦略を作成し、その進捗状況を記録・ 管理する。

第4 交付対象者へのサポート

現地支援チームは、本事業の完了後において、交付対象者の経営課題に対応するため、必要があると認められたときは、交付対象者を重点指導農業者の候補者として取り扱うものとする。

また、交付対象者を重点指導農業者に選定したときは、相談センター及び経営専属スタッフは、 経営診断によって法人化後の課題を明らかにした上で、経営戦略を策定し、伴走型支援を行うも のとする。なお、重点指導農業者の選定については、いわて農業経営相談センター事業実施要綱 第2の1の(1)の規定を準用する。

第5 交付手続

別に定める。

第6 個人情報の取扱いについて

本事業における個人情報の取扱いについては、いわて農業経営相談センター事業実施要綱第4

の規定を準用する。

農業経営者サポート事業に係る個人情報の取扱いについて

1 本事業における個人情報

農業者リスト、経営相談カルテ、就農相談カルテ及び経営移譲希望カード(以下「相談カルテ等」という。)の記録等の本事業により収集した農業経営者等の個人情報の取扱いについては、県、いわて農業経営相談センター(以下「相談センター」という。)及び伴走機関が定める個人情報保護に係る条例・規程等のほか、本別紙に基づき適切に対応するものとする。

2 農業経営者等本人からの同意

- (1) いわて農業経営相談センターは、相談カルテ等の農業経営者等の個人情報を次に掲げる用途 に供するときは、(2) の方法を参考に、別添様式例に準じた同意書により、当該農業経営者 等からその同意を得ることとする。
 - ア 伴走型支援の終了後における県、相談センター、伴走機関等の関係機関による関連施策の 活用支援などの重点指導農業者等に対するフォローアップ活動
 - イ 市町村等の関係機関との情報共有による就農希望者が就農に至るまでのフォローアップ 活動
 - ウ 国の農政に係る目標の実現に向けた農業経営者等の取組状況の確認及びフォローアップ 活動(ア及びイに掲げる用途を除く。)

(2) 同意を得る方法の例

- ア 重点指導農業者に伴走型支援を実施する際、個人情報の取扱い(別紙様式第1-3号)を配付し、個人情報の利用目的を説明の上、当該利用目的に同意した者については、その場で当該同書類に記名してもらって回収すること。
- イ 相談窓口で経営相談又は就農相談を受けた際、個人情報の取扱い(別紙様式第1-3号)を 配付し、個人情報の利用目的を説明の上、当該利用目的に同意した者については、その場で 当該同書類に記名してもらって回収すること。
- ウ 相談事業等の参加者に対し、個人情報の取扱い(別紙様式第1-3号)を配付し、個人情報の利用目的を説明の上、当該利用目的に同意した者については、その場で当該同書類に記名してもらって回収すること。

3 その他

個人情報の取扱い(別紙様式第1-3号)に他に追加すべき事業等、関係機関等がある場合は適 宜追記することとする。